

預金商品説明書

令和4年 4月 1日現在

<p>商品名 (愛称)</p>	<p>年金受給者専用定期預金 (13) (定期預金「寿」)</p>
<p>ご利用いただける方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方。ただし、当金庫で次の公的年金・厚生年金基金 (企業年金連合会を含む) 恩給をお受け取りいただいている方。または、当金庫を指定してお受け取り手続き中の方。(国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金、厚生年金基金、総務省支給の恩給。)
<p>取扱の期間</p>	<p>取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。</p>
<p>お預入れ期間</p> <p>お預入れ方法</p> <p>(1) お預入れ方法</p> <p>(2) お預入れ商品</p> <p>(3) お預入れ限度</p> <p>(4) お預入れ金額</p> <p>(5) お預入れ単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金1年 預入時の申出により自動継続 (元金継続、元利金継続) のお取扱いもできます。 一括預入 自由金利型定期預金<M型>スーパー定期・<M型>スーパー定期300・大口定期預金 総額1,000万円以内。 100円以上総額1,000万円以内。 1円単位
<p>払戻方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。
<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利で、対象定期預金1年ものの預入日の店頭表示利率に、次の上乗せをした金利を約定利率として満期日まで適用します。 総額100万円まではスーパー定期の店頭表示利率に0.15%上乗せします。 総額100万円超1,000万円までは預入時の金額に応じて、次の定期預金の店頭表示利率に0.05%上乗せします。 (1) 300万円未満お預入れ定期預金…スーパー定期 (2) 300万円以上1,000万円未満お預入れ定期預金…スーパー定期300 1,000万円の大口定期預金は、大口定期預金の店頭表示利率に0.05%上乗せします。 販売期間経過後の自動継続定期の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。(ただし、当金庫が販売の取扱期間を延長した場合は、継続日時点の「寿定期」の条件を適用します。) 満期日において年金のお振込が無くなった場合は、上記上乗せ利率を適用せず、満期日の店頭表示利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。
<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
<p>付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いは、「総合口座」の担保とすることができます。(ただし、大口定期預金は除きます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優のお取扱いができます。

萩山口信用金庫

預金商品説明書

令和4年 4月 1日現在

商品名 (愛称)	年金受給者専用定期預金 (13) (定期預金「寿」)
中途解約時の 取扱方法	<ul style="list-style-type: none">満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。 預入期間が6か月未満の場合…解約時における店頭表示普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合…約定利率×50%
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考	<ul style="list-style-type: none">この定期預金は、他の金利上乘せ定期預金商品との併用はいたしておりません。ATMでのお取扱いはできません。満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。